(目的)

第1条 この規程は、本会定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」 という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額2,000円を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、出張したときは、別に定める藤岡市社会福祉協議会職員の旅費 支給に関する規程に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 前項による支給は、当該年度分をまとめて年度末に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。 (公表)
- 第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。